

第55回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和4年3月18日開催)

国は3月17日、茨城県など18都道府県に適用中のまん延防止等重点措置について、期限の3月21日で全面解除することを決定しました。

このことを受け、茨城県は県民への行動制限を緩和する一方、新規陽性者数が増加傾向にある未就学児・児童については、感染防止のための対応を要請するとしています。

本市においては、直近一週間の新規陽性者数が279人と、依然高水準で推移しています。

本市では、感染状況及び国・県の方針を受け、3月22日(火)からは以下のとおり対応することとします。

本市の対応について

(1) 各部署の事業・行事等について

- 感染防止対策等について所管部署内で十分検討し、対応することとする。

(2) 公共施設等について

- 感染防止対策の徹底を図ったうえで、原則開放とする。但し、所管部署等において施設の性質等を十分に考慮し、判断することとする。
- 公共施設等の喫煙所及び喫煙スペースについては、マスク非着用となることで感染リスクが高まる懸念から、当面の間、閉鎖を継続することとする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。